

裾教総第96号  
令和4年12月6日

裾野市学校教育施設再編基本計画審議会  
会長 村山 功 様

裾野市教育委員会  
教育長 風間 忠純

裾野市学校教育施設再編基本計画審議会条例（令和3年12月13日裾野市条例第27号）第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

## 記

### 1 諮問事項

現在策定中の裾野市学校教育施設再編基本計画のうち、4 具体的な再編計画（2）再編対象学校及び再編の時期について

### 2 諮問理由

全国的に少子化が進展する中、本市においても児童生徒数の減少と学校の小規模化が進んでいる状況であり、今後においてもこの傾向は避けられないものと考えられます。

こうした中、児童生徒の望ましい教育環境を確保し、教育の質の更なる充実に繋げるためには、小中学校の再編整備を行わなければならない状況にあります。

そのため、裾野市学校教育施設再編基本計画を現在策定中であり、本市における適正規模は「クラス替えが可能な1学年2学級以上となる規模」とし、適正配置は「既存の学校施設及び用地を活用することを前提に、地理的条件に加え社会的な成り立ちによる生活圈域に配慮しつつ、全市的なバランスを考慮した配置」と計画中に規定する予定です。

本適正規模・適正配置の考え方を踏まえ、具体的な再編対象学校及び再編の時期について、教育委員会としては別紙のとおり素案を考えております。

つきましては、本素案をもとにご審議をいただきたく諮問いたします。

## 4 具体的な再編計画

### (2) 再編対象学校及び再編の時期

#### 具体的な取組み

#### ① 向田小学校と東小学校の再編（統合）【前期における取組み】

向田小学校は適正規模を下回る10人以下の学級が存在しており、将来的にも適正規模を大きく下回る予測がされていることから、その解消を図るとともに、東中学校へ進学する際の環境の変化等のギャップを解消するため、令和7年度に東小学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の東小学校校舎とします。

なお、向田小学校の跡地については、現在の東中学校を移転します。向田小学校の閉校後、校舎の長寿命化改修や不足する特別教室の整備等を行い、令和10年度を目途に移転できるよう努めます。

#### ② 富岡第二小学校と富岡第一小学校の再編（統合）【前期～中期における取組み】

富岡第二小学校は適正規模を下回る10人以下の学級が複数存在しており、今後も適正規模を大きく下回る予測がされていることから、その解消を図るとともに、富岡中学校へ進学する際の環境の変化等のギャップを解消するため、令和9年度を目途に富岡第一小学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の富岡第一小学校校舎とします。

#### ③ 須山中学校と深良中学校と富岡中学校の再編（統合）【中期～後期における取組み】

須山地区と深良地区は小学校1校、中学校1校であるため、9年間同じ環境となっており、須山中学校では全学年が単学級、深良中学校でも将来的には単学級が発生する可能性が高い状況です。

そのため、単学級の解消とともに、生徒のニーズに応じた多様な部活動等の課外活動の充実を図るため、富岡中学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の富岡中学校校舎を前提としながらも、敷地の拡張による（仮称）北中学校の新設も視野に検討します。

#### ④ 須山小学校の小規模特認校制度<sup>\*</sup>の導入【中期における取組み】

須山小学校は近い将来10人以下の学級が発生する可能性が高く、将来的には複式学級が発生する可能性があります。

適正配置の観点から全市的なバランスを考慮した結果、須山小学校を存続させ、適正規模に近づけるため、須山小学校に小規模特認校制度を導入します。

⑤ 千福が丘小学校と富岡第一小学校の再編（統合）【中期～後期における取組み】

千福が丘小学校は近い将来、適正規模を下回る10人以下の学級が発生する可能性が高く、将来的には適正規模を大きく下回る予測がされていることから、その解消を図るとともに、富岡中学校へ進学する際の環境の変化等のギャップを解消するため、富岡第一小学校との再編（統合）を進めます。再編（統合）校舎は現在の富岡第一小学校校舎とします。

	前期 (R5～R9)	中期 (R10～R14)	後期 (R15～R19)
①	向田小学校と東小学校の再編（統合）	向田小学校跡地への東中学校の移転	
②		富岡第二小学校と富岡第一小学校の再編（統合）	
③		須山中学校と深良中学校と富岡中学校の再編（統合）	
④		須山小学校の小規模特認校制度の導入	
⑤			千福が丘小学校と富岡第一小学校の再編（統合）

※小規模特認校制度

学校選択制の一つである特認校制を小規模校で実施するもの。従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市内のどこからでも就学を認める制度。